

福生蔵開き 「食」の新商品開発事業

福生市の地域資源である地酒を活かした「地酒に合う逸品」の商品開発を伴走型で支援いたします！

福生市商工会では、西多摩地域の地場産品を活用した新しい「食」の新商品開発を支援するため、中小企業診断士の指導のもと開発を行なう事業者に対し、開発に係る経費の一部を補助します。

【目的】

特徴ある市内産業を広く市民に紹介するとともに、国内外から観光資源として注目度が高い「日本酒」を基軸とした当市独自の魅力を醸成することで賑わいを創出する。

日本古来からある酒造りの文化と多様な飲食文化を融合させることにより、新たな価値を生む地場産品を開発を行なうと伴に、市内外からの誘客をする仕組みをつくる。

西多摩地域の地場産品を活用した新しい「食」の新商品開発を支援するため、商品開発の企画段階から福生市商工会がアドバイザーとなり、事業者の商品開発を支援し、その開発に係る経費の一部を補助する。新商品開発により、観光産業の活性化および地域経済の活性化を促進することを目的とする。

【募集概要】

◆応募資格 次の掲げる条件をすべて満たす方

- (1) 市内に事業所を有し、当該事業所で事業を行なっている方
- (2) 市都民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税を滞納していない方
- (3) 当会が指定する中小企業診断士と共に、新商品開発を行なえる方
- (4) 「福生蔵開き事業」(令和6年11月9日開催予定)に出店できる方
- (5) 新商品開発後 5年間は市内で事業を営んでいく意思のある方
- (6) 暴力団員、暴力団員関係者等の反社会勢力でない方又は反社会勢力との関係を有していないこと

◆募集事業者数・補助金額・補助率

6事業者、60万円(1事業者補助限度額 10万円) 補助率：3分の2

※補助事業者については、審査会を経て決定いたします。

※事業が終了し、所定の実績報告が完了した日以降に交付します。

◆補助対象事業

新商品の開発のために行う事業(新商品周知のために行う事業を含む) 対象経費は裏面の表1参照

- (1) 「福生蔵開き」の事業に合う新商品と成りうること。
- (2) 12月31日までに補助対象経費の支払いが完了し、事業が完了していること。

注意点 ※既存の商品を改良して新商品を開発する事業も対象となります。

※商品の周知のみを行なう事業は対象外です。

※新サービスの開発は対象外です。

※他の補助金の交付を受けている事業は対象外です。

◆申請期間

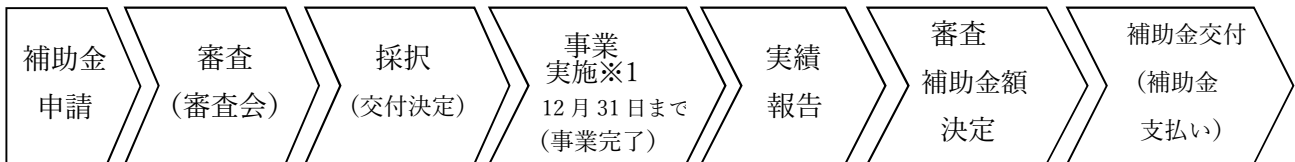
令和6年6月24日から7月31日まで

裏面に続く

(表1)

補助対象経費（消費税抜きの金額）		経費例
謝 礼	外部の専門家から新商品開発について指導を受けた際の謝礼金	コンサルタント料
消 耗 品 費	新商品開発に必要な消耗品の購入費	料理用消耗品購入費
印刷製本費	新商品開発に関する印刷製本費	パッケージ用ラベル印刷費、ポップ印刷費
委 託 料	(1) 新製品開発に必要な調査研究の委託費 (2) 新商品のパッケージや広告物の委託費	市場調査委託費、デザイン料
手 数 料	各種許認可取得や検査に要する費用	営業許可申請手数料、食品表示栄養成分分析料
材 料 費	新商品開発に使用する原材料費	食材費、製品素材費
広告宣伝費	新商品に係る PR に関する費用	宣伝広告費（チラシ作成・配布、広告料）
賃 借 料	新商品開発に使用する機器の賃借料	機械レンタル料、機械リース料
機器購入費	新商品の生産に直接必要となり、現在保有していない機器の購入費	調理器具購入費、製造機械購入費

事業の流れ



※1の事業の実施期間中は、事業専属の中小企業診断士が適宜アドバイスを行ない、新商品の開発を支援していきます。

補助対象外となる例

- ・契約から支払いの手続きが、補助金交付決定日より前に行われている場合
- ・事業に使用しない原材料、消耗品、燃料を購入した場合（補助対象期間終了時点で未使用のものも含む）
- ・見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳票類に不備がある場合、又は紛失等により帳票類の確認ができない場合
- ・備品等の購入時に、ポイントカード等によるポイントを利用した場合
- ・同一事業同一内容で、国や東京都等の補助事業となっている場合

【お問合せ】

申請相談、申請方法などの詳しい内容につきましては下記へ。

福生市商工会 ☎ **042-551-2927**

福生市本町 92 番地 5 扶桑会館（平日 9 時～12 時、13 時～17 時）